

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

平成 2 4 年 7 月

農林水産省

目 次

第 1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第 2	米穀の需給の見通しに関する事項	1
1	平成23/24年の需要実績	1
(1)	需要実績の対象期間及び対象米穀	
(2)	算出方法	
(3)	全国の需要実績	
2	全国の平成24/25年の需要見通し(速報値)	3
3	平成24/25年の需給見通し	4
(1)	供給量	
(2)	需要量	
(3)	平成25年 6 月末の民間在庫量	
第 3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	5
1	備蓄運営の基本的な考え方	5
2	平成24/25年の備蓄運営	5
第 4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	6
1	平成23会計年度の輸入状況	6
2	平成24会計年度の輸入方針	6
	参考統計表	7

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 平成23/24年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

需要実績は、主食用米等の供給量と民間流通米の在庫量の増減を基に算出します。

表1 平成23/24年の需要実績の算出方法

需要実績 = -

在庫の変動状況（平成24年6月末在庫量 - 平成23年6月末在庫量）

平成23/24年主食用米等の供給量

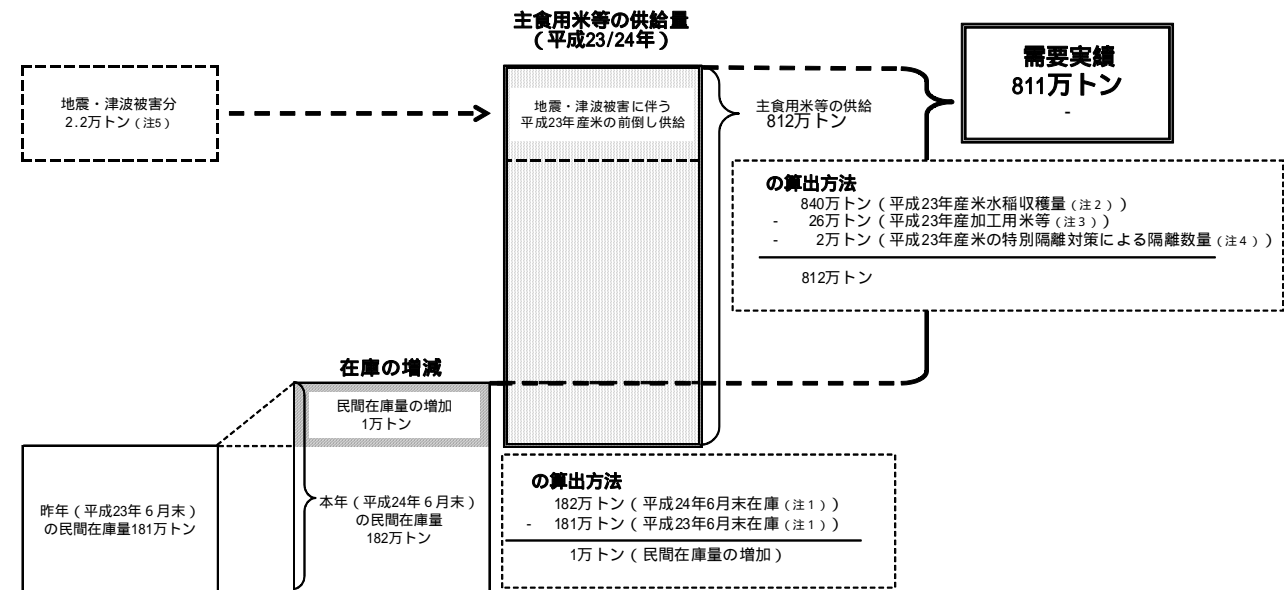
注：主食用米等の供給量は、農林水産省大臣官房統計部公表の水稻収穫量から加工用米その他主食用に充当されない米穀の数量を控除した数量である。

(3) 全国の需要実績

前記方法により算出した平成23/24年（平成23年7月から平成24年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり811万トンとなります。

なお、平成23/24年の需要実績については、平成24年11月に変更する米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととしています。

図1 平成23/24年の需要実績(速報値)



注1：6月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注2：水稻収穫量は、平成23年産米の水稻収穫量（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注3：加工用米等は、米穀の需給調整実施要領第3において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米、新規需要米（飼料用及びバイオエタノール用を除く。）及び備蓄米であって主食用米等に供給されないことが確認された米穀である。

注4：平成23年産米の特別隔離対策による隔離数量は、平成23年産米の特別隔離対策に従い、500 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出され出荷制限が課された地域及び100 Bq/kg超から500 Bq/kg以下の数値が検出され福島県から出荷見合わせが要請された地域において、生産者が生産した平成23年産米を市場流通から隔離する数量（見込み）である。

注5：地震・津波被害は、全国出荷団体及び全国米穀販売事業共済協同組合からの聞き取りである。

注6：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

2 全国の平成24/25年の需要見通し（速報値）

平成24/25年（平成24年7月から平成25年6月までの1年間）の全国の需要見通しについては、平成16年7月策定の基本指針において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成8/9年（平成8年7月から平成9年6月までの1年間）以降から直近の平成23/24年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図2及び表2のとおりとなります。

図2 平成8/9年～平成23/24年の全国の需要実績を用いた算出方法

(単位:万トン)

年	x	需要量(y)
8/9	1	943.8
9/10	2	912.9
10/11	3	907.3
11/12	4	885.9
12/13	5	911.5
13/14	6	872.1
14/15	7	894.7
15/16	8	861.6
16/17	9	865.4
17/18	10	851.7
18/19	11	837.5
19/20	12	854.5
20/21	13	823.6
21/22	14	814.1
22/23	15	820.0
23/24	16	810.6
24/25	17	798.1

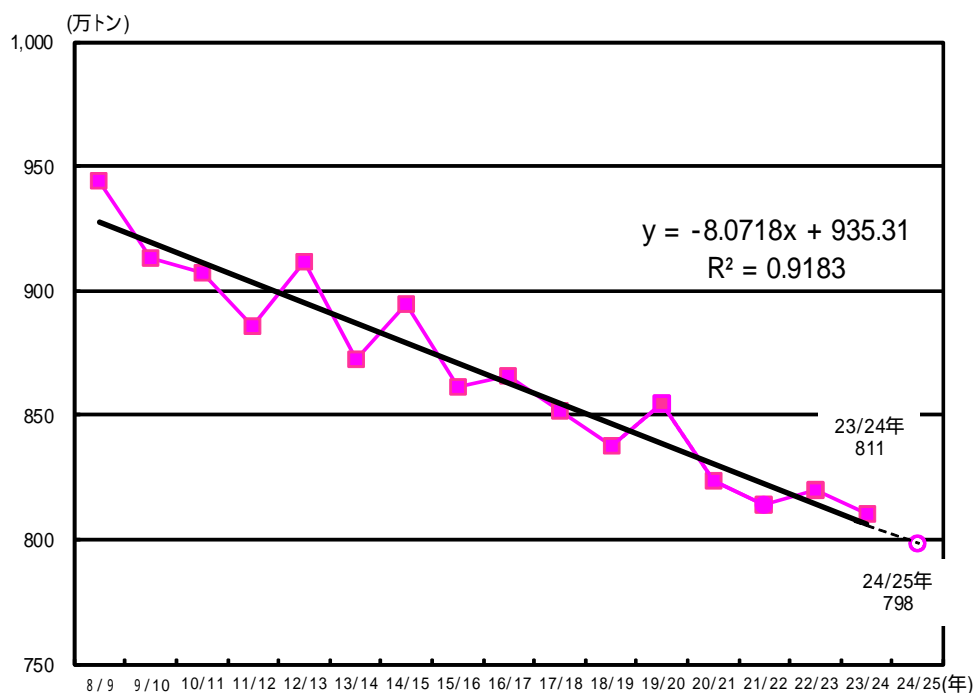


表2 平成24/25年の需要見通し（速報値）

平成24/25年	798万トン
----------	--------

3 平成24/25年の需給見通し

平成24/25年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 供給量

平成24年6月末の民間在庫量（速報値）は、182万トンです。

平成24年産米の生産数量目標は、平成23年11月に変更した基本指針で設定した平成24年産米の全国の生産数量目標（需要量に関する情報）の793万トンです。

平成24/25年の備蓄米の代替供給量は4万トンです。

この結果、平成24/25年の主食用米等の供給量の合計は、979万トンとなります。

(2) 需要量

主食用米等の需要量は、2により算出した798万トンです。

(3) 平成25年6月末の民間在庫量

平成25年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して181万トンと見通されます。

表3 平成24/25年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

		主食用米等
平成24年6月末民間在庫量	A	182
平成24年産米生産数量目標	B	793
平成24/25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24/25年主食用米等供給量計	$D = A + B + C$	979
平成24/25年主食用米等需要量	E	798
平成25年6月末民間在庫量	$F = D - E$	181

注：平成24/25年備蓄米代替供給量は、東日本大震災により、倉庫に保管されていた平成22年産米が被災し、これを平成23年産米で埋め合わせる形で供給が行われたこと、特別隔離対策（100 Bq/kgを超える平成23年産米の特別隔離対策）の対象となる米が市場隔離されること、から供給量が減少したことに伴い、及びに見合う量4万トン（震災による倉庫被災分2万トン程度＋特別隔離対策による隔離数量2万トン程度）の代替供給を政府備蓄米から行う数量である。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）

国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄

備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）

備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、戸別所得補償制度の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとしします。

2 平成24/25年の備蓄運営

平成24年産米の備蓄米としての買入契約数量は8万トンとなりました。

備蓄米の販売については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、8万トンの範囲内で飼料用・援助用等に販売することとします。

なお、保管期間が5年を超える米を保有することとなることから、今後、品質確認を行い、備蓄運営の適正を期することとします。

以上を踏まえた平成24/25年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 平成24/25年の備蓄運営

(単位：万トン)

平成24年6月末備蓄量	A	95
平成24年産米買入契約数量	B	8
平成24/25年備蓄米代替供給量	C	4
平成24/25年飼料用・援助用等販売量	D	8
平成25年6月末備蓄量	$E = A + B - C - D$	91

仮置きした数量である。

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」(平成5年12月17日閣議了解)の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 平成23会計年度の輸入状況

平成23会計年度においては、平成23年7月に策定した基本指針第4に基づき、77万玄米トン(うちSBS(売買同時契約)方式による輸入10万トン)の輸入を実施すべく、順次買付けを行い、その結果、全量を買付けました。

2 平成24会計年度の輸入方針

平成24会計年度の輸入予定数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

SBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

参考統計表

参考統計表目次

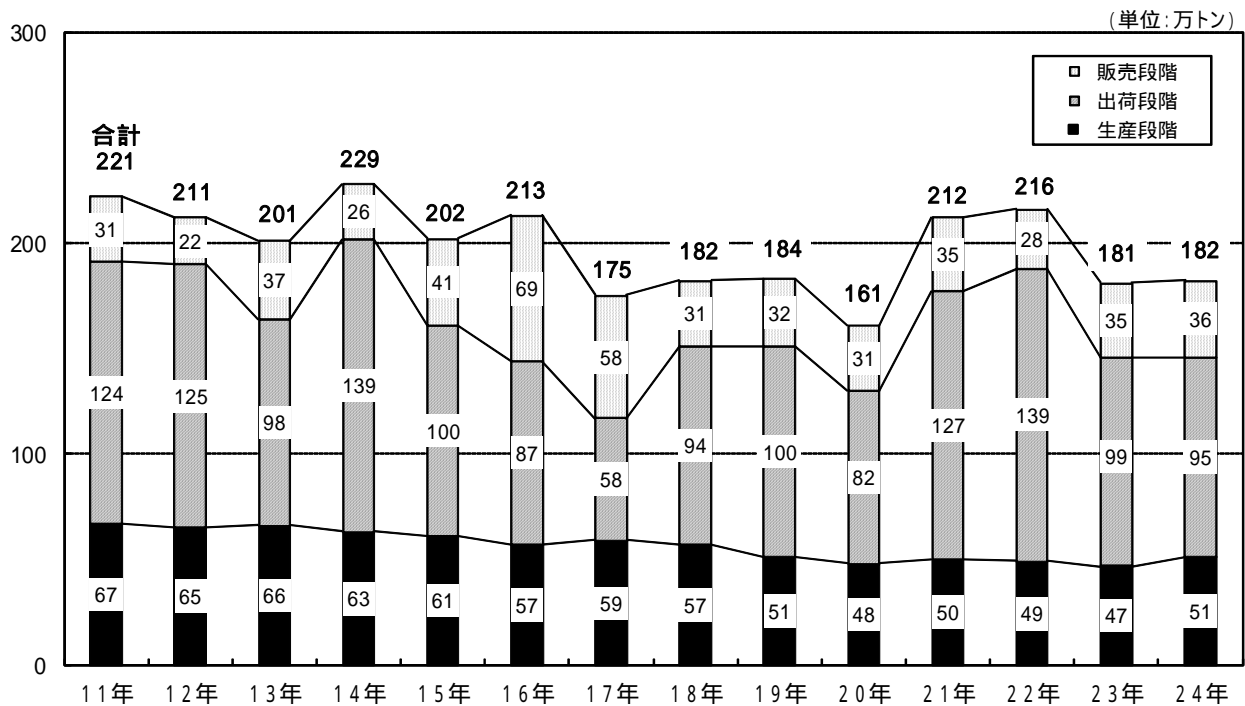
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）	7
2	民間流通における6月末在庫の推移	8
3	政府備蓄米の6月末在庫の推移	9
4	政府備蓄米の在庫の状況（平成24年6月末現在）	10
5	平成11/12年から平成23/24年までの需要実績	11
6	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月～平成24年3月末）	15

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	
			対前年同月比(%)
2010 (平成22)	1	4.92	98.0
	2	5.60	100.2
	3	6.42	101.3
	4	6.40	96.7
	5	6.33	101.8
	6	6.43	106.1
	7	6.14	95.8
	8	6.24	94.4
	9	8.93	91.6
	10	10.31	91.7
	11	7.92	98.5
	12	7.50	104.9
2011 (平成23)	1	4.79	97.4
	2	5.11	91.3
	3	7.44	115.9
	4	5.95	93.0
	5	5.76	91.0
	6	5.84	90.8
	7	5.91	96.3
	8	6.11	97.9
	9	8.52	95.4
	10	11.67	113.2
	11	6.54	82.6
	12	6.87	91.6
2012 (平成24)	1	4.58	95.6
	2	5.15	100.8
	3	5.81	78.1
	4	5.93	99.7
	5	6.09	105.7

資料:総務省 家計調査

2 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注：1) うるち玄米及びもち玄米の値である。

2) 各年の民間在庫量において、

平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

平成15年については、

- 販売段階の在庫量は、旧登録卸売業者の年間玄米取扱数量500トン以上、旧登録小売業者の1,000トン以上の業者の数量である。

- 出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

平成14年以前については推計値であり、

- 販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。

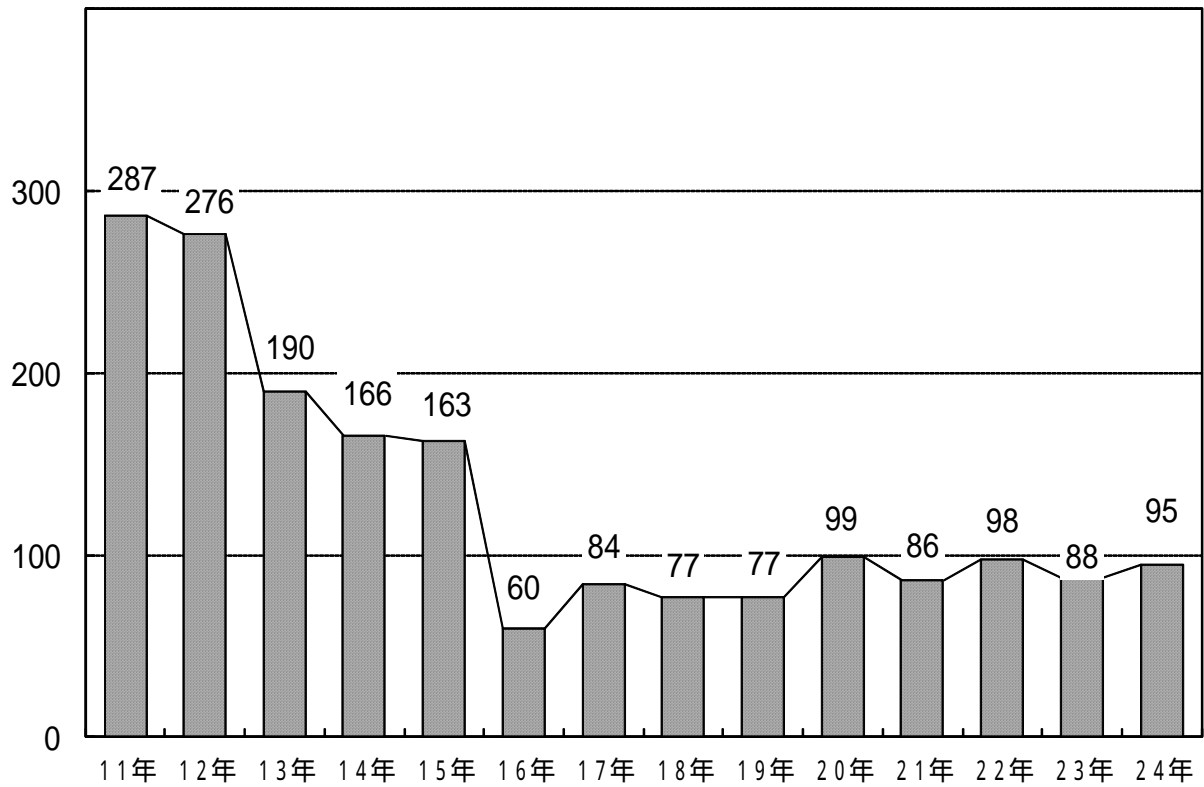
- 出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

なお、生産段階の在庫量は、「生産者の米穀現在高等調査」(平成22年以降は「生産者の米穀在庫等調査」)を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量である。

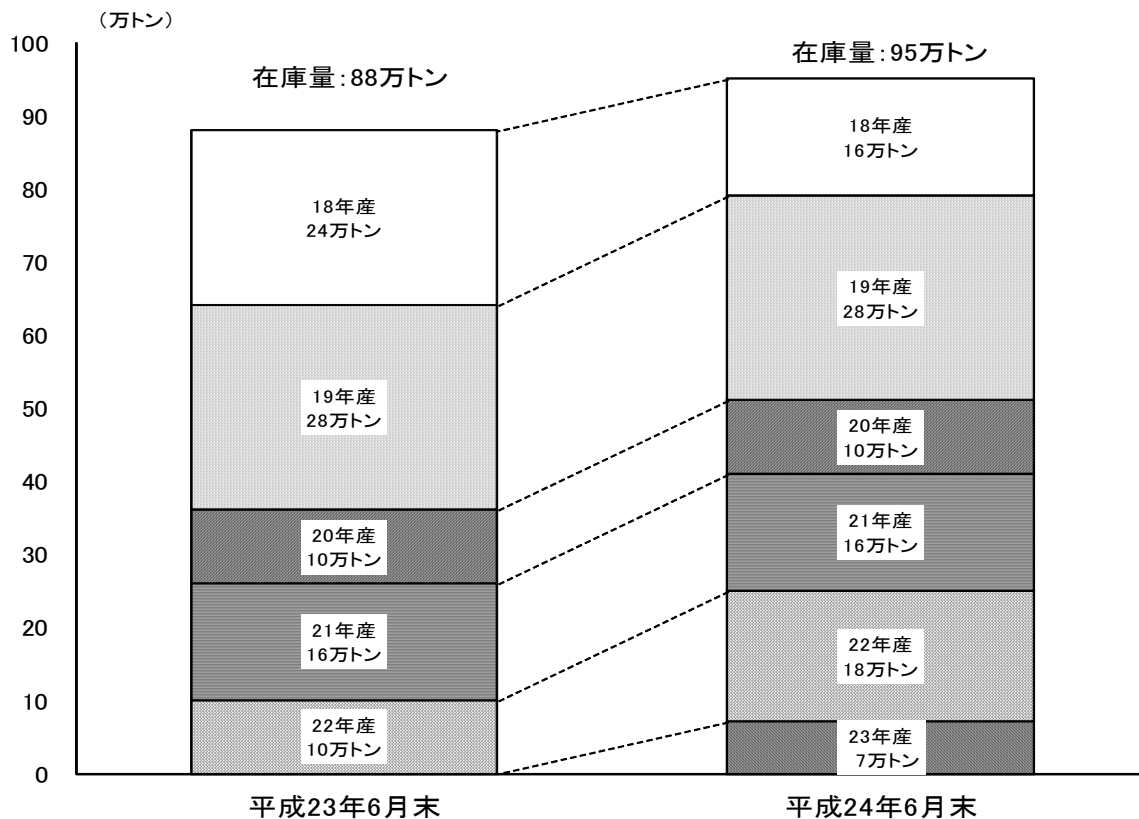
3) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

3 政府備蓄米の6月末在庫の推移

(単位:万トン)



4 政府備蓄米の在庫の状況（平成24年6月末現在）



資料：農林水産省調べ

注：1）うるち玄米の数量である。

2）平成24年6月末在庫は、本年3月に、（社）米穀安定供給確保支援機構が所有する販売環境整備米8万トン（22年産）を買い入れ、4月以降、その代替として備蓄米4万トン（18年産）を飼料用に販売した後の値である。

3）ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○平成15/16年 (平成15年7月から平成16年6月まで)

Table with 7 columns: 15年6月末在庫, 15年度産米供給量, 16年6月末在庫, 民間需要量, 政府米の販売数量, 全体需要量. Includes a sub-header (単位：トン) and a total row at the bottom.

○平成16/17年 (平成16年7月から平成17年6月まで)

Table with 7 columns: 16年6月末在庫, 16年度産米供給量, 17年6月末在庫, 民間需要量, 政府米の販売数量, 全体需要量. Includes a sub-header (単位：トン) and a total row at the bottom.

○平成17/18年 (平成17年7月から平成18年6月まで)

Table with 7 columns: 17年6月末在庫, 17年度産米供給量, 18年6月末在庫, 民間需要量, 政府米の販売数量, 全体需要量. Includes a sub-header (単位：トン) and a total row at the bottom.

○平成18/19年 (平成18年7月から平成19年6月まで)

Table with 7 columns: 18年6月末在庫, 18年度産米供給量, 19年6月末在庫, 民間需要量, 政府米の販売数量, 全体需要量. Includes a sub-header (単位：トン) and a total row at the bottom.

○平成23/24年（平成23年7月から平成24年6月まで）（速報値）

(単位：トン)

	23年6月末在庫 ①	23/24年供給量 ②	24年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	1,806,588	8,123,344	1,823,827	8,106,106
北 海 道	174,680	613,598	165,943	622,335
青 森	68,269	272,090	60,147	280,211
岩 手	115,638	284,881	89,254	311,265
宮 城	126,710	365,727	80,474	411,962
秋 田	119,077	451,486	122,838	447,725
山 形	111,757	374,090	92,335	393,512
福 島	87,922	336,544	118,823	305,644
茨 城	51,739	388,271	66,688	373,322
栃 木	67,434	336,843	74,304	329,973
群 島	15,208	83,789	16,660	82,337
埼 玉	13,473	169,202	20,981	161,693
千 葉	36,673	318,181	46,921	307,933
東 京	133	700	199	634
神 奈 川	2,344	16,500	3,456	15,388
新 潟	92,336	581,488	133,785	540,039
富 山	39,855	201,151	42,303	198,703
石 川	24,343	133,443	27,552	130,234
福 井	23,255	133,822	26,082	130,995
山 梨	5,543	28,626	5,178	28,991
長 野	40,283	203,726	41,860	202,149
岐 阜	28,397	118,493	27,374	119,517
静 岡	12,400	92,171	17,049	87,522
愛 知	23,633	152,626	28,926	147,333
三 重	18,810	146,284	19,337	145,757
滋 賀	28,536	164,421	29,241	163,716
京 都	12,863	78,505	14,122	77,247
大 阪	5,983	28,763	5,659	29,088
兵 庫	34,104	186,289	36,266	184,127
奈 良	8,224	48,121	10,140	46,205
和 歌 山	4,987	37,300	5,970	36,317
鳥 取	13,290	71,294	16,451	68,133
鳥 糞	17,645	96,672	19,432	94,884
岡 山	38,974	174,052	30,221	182,805
広 島	26,653	133,421	24,423	135,651
山 口	25,025	115,379	20,461	119,943
徳 島	8,421	60,993	8,348	61,065
香 川	17,092	70,368	14,655	72,806
愛 媛	12,490	76,855	11,027	78,318
高 知	8,147	58,965	7,978	59,135
福 岡	34,531	191,896	33,294	193,133
佐 賀	37,187	139,931	35,781	141,337
長 崎	13,308	66,494	11,220	68,581
熊 本	37,246	193,553	39,632	191,167
大 分	20,598	116,954	21,810	115,742
宮 崎	16,001	92,091	15,657	92,435
鹿 児 島	22,150	114,757	22,732	114,175
沖 縄	40	2,540	8	2,572

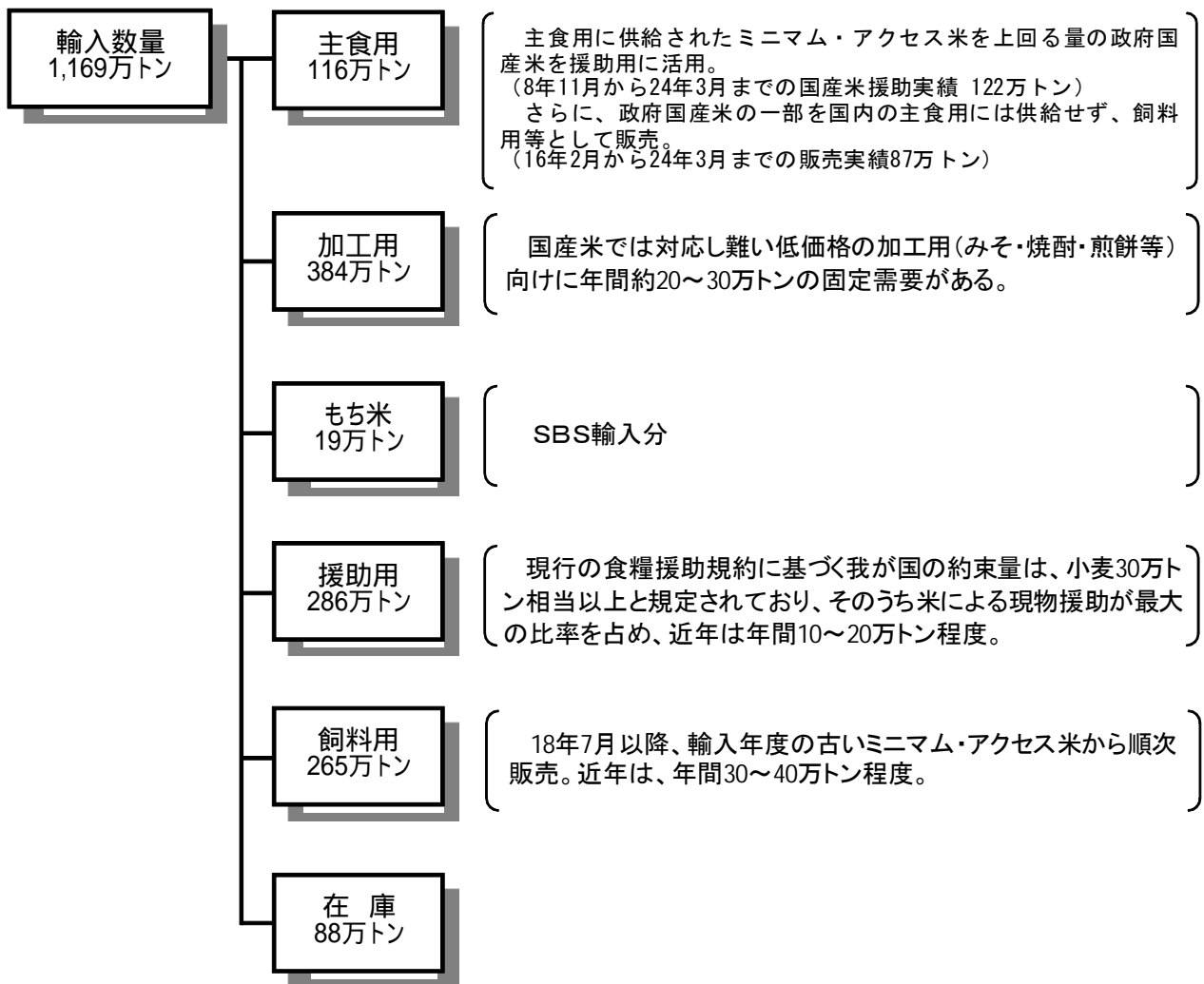
注：1) 平成22/23年の都道府県別の需要量に、以下のものは含まれていない。

米穀機構等の市場隔離数量17万トン

地震・津波被害分2万トン

- 2) 全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。
- 3) ラウンドの関係で計が内訳と一致しない場合がある。

6 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月～平成24年3月末）



資料：農林水産省調べ

注：1) 輸入数量は、平成24年3月末時点での政府買入実績である。

2) このほか食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した7万トンがある。

3) 在庫88万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。